

中国における政党と民主化 に関する研究

加 藤 寛 昭

はじめに

第 1 章 中国の政党制度

1. 中国における政党の実態
2. 中国共産党
3. 民主諸党派

第 2 章 中国共産党の一党独裁

1. 共産党による一党独裁
2. 一党独裁体制を生み出した要因
3. 一党独裁体制の弊害
4. 一党独裁体制の限界

第 3 章 政党と民主化の課題

1. 結社の自由の問題
2. 新党結成の困難さ
3. 民主的な改革への道

おわりに

はじめに

中国が「改革・開放政策」を採るようになって以来、中国経済は飛躍的に発展した。街にはあふれんばかりの物資が存在し、人々は旺盛な購買力を示し、活気に満ちた様相が展開されている。従来 of 社会主義国家が経験したことのないような現象が、中国ではいたる所で見られるようになった。

世界トップクラスの経済成長を見せながら、一方において、政治の面から見ると、必ずしも民主化されているとは言えない状況が多々ある。そのことが、欧米を中心とした世界からの批判の的になり、さらには、中国が世界のリーダーになり得ない大きな要因にもなっている。

本論は、中国の民主化について、その政治面、とりわけ政党問題に関して分析を加え、将来の課題と展望を明らかにしようとするものである。

第1章 中国の政党制度

1. 中国における政党の実態

中華人民共和国憲法では、その第1条で、「中華人民共和国は労働者階級の指導する、労農同盟を基礎とした、人民民主独裁の社会主義国家である。」と規定し、さらに序言では、「長期にわたる革命と建設の過程において、中国共産党が指導し、民主諸党派と人民諸団体の参加する、社会主義的勤労者、社会主義を支持する愛国者、祖国の統一を支持する愛国者のすべてを含む広範な愛国統一戦線が、すでに結成されている。この統一戦線は、引き続き強固となり、発展するであろう。中国人民政治協商会議は広範な代表性をもつ統一戦線の組織で、これまで重要な歴史的役割を果たしてきたが、今後、国家の政治生活および社会生活ならびに対外友好活動において、また社会主義現代化建設を進め、国家の統一と団結を守る闘いの中で、さらに重要な役割を發揮するであろう。」としている。

この憲法の規定から、中国は社会主義国家であり、その社会主義国家の本質は、プロレタリアート独裁ということになる。中国は、労働者階級が政治の指導権を単独で掌握し、他のいかなる階級ともこれを分有せず、労働者階級の指導的役割は、その前衛党である共産党によって実現される国家で

ある。

こうして、政治の中核に共産党が存在し、その指導権は他のいかなる政党にも譲れない絶対的なものとなっている。

では、憲法に規定するところの「民主諸党派」とは何であろうか。

それは、中国が革命を行ない、新しい政権を樹立させる過程で、共産党と対立せず、統一戦線を組むことのできた諸党派であり、社会主義政権成立後も、共産党との統一戦線を維持・発展させることのできた諸党派である。そして、中国においては、共産党が絶大なる権力を持った今日でも、その存在が認められている諸党派のことである。その意味においては、中国は複数政党制を採っていることになる。

しかし、中国の複数政党制は、政権担当政党の交代可能性を前提としたいわゆる多党制ではなく、「一党プラス・アルファ制」¹⁾としての複数政党制なのである。

2. 中国共産党

中国共産党は、その地位や役割を中華人民共和国憲法によって規定された特別な党である。「共産党の指導的地位」について憲法の序言において明文で規定されており、さらに中国の国家としての「四つの基本原則」²⁾の中でも、共産党の指導を中核とすることが強調されている。

現在、共産党員は全国で約 6100 万人おり、その中から中央委員会の委員（約 190 名）や候補委員（約 150 名）が選出され、日常活動の中心となるものとして、中央政治局（約 20 名で構成）が設置され、さらにはその常務委員会（委員 7 名で構成）が実質的な党運営にあたっている。共産党のトップは、中央委員会総書記である。

中央委員会の事務局機構としては、中央書記処がこれにあたり、党員の紀風³⁾を監督するために中央規律検査委員会が設けられている。

さらに特筆すべきこととして、中央軍事委員会が存在し、党の軍隊として「人民解放軍」が存在する。「人民解放軍」は国家の軍隊ではなく、党の軍隊なのである。そして、この軍が共産党の権力維持に大きな役割を果たしている。

中国共産党の組織は、あらゆる国家機関に入り込み、実質的に国家を動かしている⁴⁾。また、各省以下の地方組織にも入り込んでいるし、学校や職場、町内会などにも党委員会が存在し、上から末端に至るまで、ありとあらゆる分野で共産党の指導がいきわたるようになっている。

共産党員になるには、満 18 歳以上で、党員 2 名による推薦、さらに党機関による審査と批准が必要であり、どこかの国の党のように名前だけ書いて党費だけ払えばいいというようなものではない。かなり厳しい審査にパスしなければならないのである。現在、国民の約 20 数人に 1 人くらいの割合で、共産党員が存在する。

中国共産党の国家に対する役割としては、次の 3 段階がある。

- ① 党の路線・方針・政策を決定し、これを建議案として全国人民代表大会に提出し、そこで審議・決定されたものにより、国家全体としての方向性を決めていくこと。
- ② 党の路線・方針・政策を具体的に実現するために、国家機関に要員を送り込み、活動させること。
- ③ 政府機関に党委員会や監査委員会を設置し、党の路線・方針・政策が貫徹されているかどうか、監督面から実現をはかること。

このようにして、中国においては、共産党の国家に対する指導が、具体的に様々な面において貫徹されるようになっている。

3. 民主諸党派

中国共産党以外に、中国には「民主諸党派」と呼ばれる政党が存在する。

これは、共産党と争う野党でもなければ、反対党でもない。共産党の指導を受け入れ、あいともに手を携えて社会主義事業を建設する「友党」なのである⁵⁾。

民主諸党派とは、ほとんどが建国直前の1940年代後半に生まれたもので、建国時に共産党と統一戦線を結成した次の八つの政党である。中国国民党革命委員会、中国民主同盟、中国民主建国会、中国民主促進会、中国農工民主党、中国致公党、九三学社、および台湾民主自治同盟である（その詳細については表を参照）。

中国の民主諸党派

名 称	略 称	成 立 時 期	特 色
中国国民党革命委員会	民 革	1948年1月	蒋介石独裁に反対する国民党のなかの革新派が中心
中国民主同盟	民 盟	1943年3月	中国民主致団同盟として重慶で秘密裏に発足し、44年9月に改称。知識人が中心
中国民主建国会	民 建	1945年12月	民族ブルジョアジーの工商業者およびこれと関係の深い知識人が中心
中国民主促進会	民 進	1945年12月	愛国民主運動をすすめた文化教育界の知識人、とくに小学・中学校教師および文化出版界の知識人が中心
中国農工民主党	農 工 党	1930年8月	中国国民党臨時行動委員会として成立し、35年に中華民族解放行動委員会と改称。現名称になったのは47年。医学・薬学・衛生界が中心
中国致公党	致 公 党	1925年10月	サンフランシスコで発足。47年5月に組織を改編し、代表会議を招集。帰国華僑が中心
九三学社		1944年11月	民主科学社として成立し、45年9月に改称。民主運動をすすめた文化教育界・科学技術会の知識人が中心
台湾民主自治同盟	台 盟	1947年11月	愛国民主運動をすすめた台湾省出身者が中心

（出典 中国研究所編『中国年鑑1998』新評論，240頁）



北京にある民主諸党派の建物
(2001年2月 筆者撮影)

建国当初は、これらの民主党派に中央政府の主要ポストのいくつかが割り振られ、共産党との連合政権を組み、まさに統一戦線が実現していた。共産党と民主諸党派の関係は、「長期共存，互相監督」（長期間共存し，相互に監督し合う）⁶⁾と、「肝胆相照，荣辱与共」（肝胆あい照らし，荣辱をともしする）⁷⁾という「16文字方針」で表現された。

ところが、反右派闘争から文化大革命終了までの約20年間は、民主諸党派の活動はほとんど停止させられてしまった。というのは、民主諸党派の中心は、知識人や帰国華僑，元民族資本家などであったために、前述の政治闘争の中で、過酷な弾圧を受けたためである。文化大革命終了後も、民主諸党派は何らの政治的実権もない形骸化した知識人のサロンと化していた⁸⁾。

1993年の憲法改正の中で、「中国共産党の指導する多党合作と政治協商制度は長期に存在させ発展させる」という文言を序言に入れたが、党員数においても組織力においても圧倒的優位を見せる共産党の前では、民主諸党派の

存在があまりにも薄くなってしまっている。民主諸党派は、その活動経費も共産党に頼る中で⁹⁾、どうやってその独自性を発揮するかは、かなり難しいところである。民主諸党派の人々が持つ一定の政治経験や業務上の知識を何らかの形で生かすのか、それとも中国が「民主的な国である」ように装うための単に見せかけだけの組織にしてしまうのかは、中国共産党の民主諸党派に対する姿勢そのものにかかっていると見てよいであろう。

第2章 中国共産党の一党独裁

1. 共産党による一党独裁

中華人民共和国は、建国以来一貫して中国共産党によって指導されている国家である。中国がどのような状況にある時でも、中国共産党が中核的指導を果たすことは絶対的な原則であったし、今日に至るまでずっとそうである。

共産党の組織は、あらゆる権力機関の中核に位置し、絶対的な権力を保持し続けている。中国共産党は唯一の統治党であり、これに対抗する他の一切の政党の存在は認めない。そして、共産党は中国社会において最も中核的地位を占めるのである。

建国以来、共産党による一党独裁の体制は不変である。その意味で、一党独裁の堅持は中国政治の本質であると言える。

1982年制定の現行憲法の序言で、「四つの基本原則」——即ち、社会主義の道の堅持、人民民主主義独裁の堅持、中国共産党による指導の堅持、マルクス・レーニン主義・毛沢東思想の堅持を明記しているが、この基本原則の中でも、その核心は「共産党の指導」となっている。

そして、どのような事件が起ころうとも、一党独裁体制は絶対に死守すべ

きものとされてきた。1989年6月4日の天安門事件では、そのことがより鮮明になった。

2. 一党独裁体制を生み出した要因

中国は、19世紀後半の清朝末期から1911年の辛亥革命を経て、1949年に中華人民共和国が誕生するまで、約100年間にわたり「半封建・半植民地」¹⁰⁾の状況が続いた。「一窮二白」¹¹⁾という言葉に代表されるように、経済的に立ち遅れ、貧困と低い文化水準が国を圧迫し、さらには政治的な混乱と外国列強による植民地的支配が重圧となっていた。

そういう中で、国をまとめて外国勢力と戦うには、強大な組織力と独自の軍事力を持つ政党が必要とされた。中国においては、国民党と共産党という二大勢力がそれを担おうとしていたが、対立や協調を繰り返しながら、やがて、中国共産党が国民党を屈服させ、政権を掌握していったのである。

国共内戦後、中国大陸に残った政党は、共産党以外は全て弱小の民主諸党派だけであった。人数的にも多くて、また当時の政治的課題を解決できる経験と能力を持っていたものは、共産党しかなかった。

その上、中国の伝統的な政治風土が、専制主義的な賢人政治を望み、結果として、その憧憬が共産党とりわけ毛沢東に集中することとなった。

さらには、マルクス・レーニン主義思想からくる前衛党としての自覚が、共産党に一党独裁への道を切り開かせていったのである。

新中国建国前には、毛沢東は「中国は一階級の独裁や一党が政府機構を独占する制度ではありえないし、またそうあってはならない」¹²⁾として、民主諸党派などの人々に対して、共産党以外の政党の存在を許容し、一党独裁を否定していた。

しかしながら、建国直前には、共産党は統一戦線に対し、「党の指導」を確立することを明言し、民主諸党派も建国直後にそれぞれの組織綱領を書き

改め、共産党の指導を受け入れることを認めたのである。

こうして、共産党は一党支配の体制を一步一步固めていったのである。

3. 一党独裁体制の弊害

中国ではよく、「中国共産党がなければ、新しい中国はなかった」と言われる。確かにその通りである。あの「半封建・半植民地」の苦しい状況の中から、新しい中国を作り上げることができたのは、まさに中国共産党の力である。それを認めない人はいない。

しかし、そうであったからといって、中華人民共和国建国後も、中国共産党がいつも正しい存在で、人々を幸福にしてきたかと言えば、否定せざるを得ない面も多々ある。

革命実現前の目標設定や運動方法が、建国以後も多くの大衆を動員して繰り返され、その結果、経済建設の面で大失敗をし、多くの人々に辛い思いをさせたこともあった。革命から建設へ、革命党から統治党へ変身すべきであったにもかかわらず、そのような変化に対応できなかったのである。

専制君主的なカリスマ的指導者としての毛沢東に権力や権威を集中させる「一元化した指導」は、多くの問題点を残した。党の指導を強調しすぎると、毛沢東のようにかえって党を超越する存在が出現し、しばしば党の制度や機構、手続きを無視し、大衆と直結した動員や政治運動を展開することにより、党の正式決定をも覆してしまうことさえあった。毛沢東に続いて、鄧小平さらにはその後の指導者達までもがそれと同じ問題を引きずっている。

党が指導的中核となることから、党が全てを握り、党が全てを代行してしまうこともたびたびあった。はなはだしきに至っては、党が権力を握り、政治機構を握ることから、党が国家にとってかわってしまうようなことさえあった。

党内の見解の相違や意見の不一致から、権力闘争にまで発展し、最終的に

は「生きるか死ぬかの階級闘争」にまでなってしまう、一般大衆をもまき込んだ政治的混乱もたびたび共産党によって引き起こされた。そうした混乱の典型が「文化大革命」であった。

共産党に対する不満や批判は「敵対矛盾」とみなされ、階級闘争の対象にされてしまった。人々は、政治に対して沈黙するか、日和見にならざるを得なくなった。

他党による政権交代の危険性がないために、共産党は党内の派閥抗争に明けくれ、国の政治を顧みることもなく、幹部による特権階級化や腐敗・墮落をもたらしした。そして、こうしたことは克服することのできない構造的な問題となった。

4. 一党独裁体制の限界

経済が発展すればするほど、人々の生活と文化水準は向上し、様々な欲求は質的に多元化し、量的にも拡大する。人々は単に「物」を得ることだけでは満足せず、「心」の面での充足を必要としてくる。それが、政治の面においては、民主化への強い要求となって出てくるのである。

今や12億8千万人にもものぼる膨大な人々の様々な意見や要求、そして利益などを、共産党一党だけで集約できるのであろうか。様々な職業があり、収入の格差も大きく、都市と農村、北と南、東と西では全く異なった要求が出てきている。

衛星放送やインターネットなどにより、世界中の様々な情報が瞬時にして中国に入り、また中国からも多くの情報が発信される時代である。外国に留学したり、外国へ旅行したりして、外の世界を体験している人もかなり多くなった。こうして中国の人々は今、自分達の国のことをかなり客観的に見れるようになってきた。何が自分達の国の民主化を阻んでいるのか、この問題について、中国の中でも冷静に見ることができている人々が増えている。外国で

政治や法律などを学んだ人により、客観的に対象を分析できるようにもなってきた。

こういう中で、一党独裁体制の限界についても、だんだん明らかになってきているのである。

第3章 政党と民主化の課題

1. 結社の自由の問題

中華人民共和国憲法第35条では、「中華人民共和国公民は言論，出版，集会，結社，行進，示威の自由を有する。」と規定されている。この中の「結社の自由」について見てみよう。

結社には、「営利を目的とする結社」と「非営利を目的とする結社」がある。さらには、「非営利を目的とする結社」は、「政治的結社」と「非政治的結社」に分けられる。政治学上、あるいは憲法学上問題になる「結社の自由」は、歴史的に見ても、明らかに「政治的結社」になる。世界の多くの国々の歴史が証明しているように、時の政権に反抗しようとする勢力は、必ずと言っていいほど、その時の政権により弾圧を加えられ、場合によっては、人々の身体的・精神的権利が大きくふみにじられてきたのである。

これらのことから、近代憲法においては、政治的弾圧への一つの歯止めとして、また人々の民主的な権利の一つとして、「結社の自由」を憲法という高いレベルの法において認めてきたのである。

ところが、中国においては、「社会主義政党制度の一つの重要な特色は、プロレタリア政党の絶対的な指導的地位を固く維持するところにある。歴史上残ってきた民主党派以外に、社会主義国家は一般に新しい政党の結成を認めない。ただし、いかなる公民もプロレタリア政党と民主党派に加入するこ

とができる。』¹³⁾として、建国以来、新たな政党の結成を認めてきていない。

このように、中国においては、憲法上「結社の自由」の規定はあっても、実際には新しい政治組織、とりわけ政党を作ることは認められていない。

2. 新党結成の困難さ

中国においては、憲法第35条に「結社の自由」の規定があるにもかかわらず、実際上は新しい政党を結成することは認められていない。

1989年に、国務院によって「社会团体登記管理条例」が制定され、その第2条では、規制の対象となる社会团体を各種の「協会、学会、連合会、研究会、親善会、促進会、商会など」と規定している。ここには、政党は含まれないとされている¹⁴⁾。規定がなければ、自由に政党が結成できるかと言えば、現実はその逆で、全くできないことになっているのである。

さらには、1981年に、中国共産党と国務院が連合して出した「不法刊行物、不法組織および関係問題の処理に関する指示」により、「四つの基本原則」に反する組織は、すべて「不法組織」として取り締まりの対象とされたのである。それが、たとえ社会主義を支持する政党であっても、共産党の一党独裁に反するものは全て不法組織となってしまう。こうして、事実上、新しい政党の結成は全く認められないということになるのである。

これに反して、新党を結成しようとした者はことごとく逮捕され、処罰されてしまう。たとえば、1986年の北京大学学生・張小輝らによる「青年マルクス主義政党結成事件」などは、その典型的な例である¹⁵⁾。

現在のところ、中国において政治活動をするには、以前からある民主諸党派に加入するか、あるいは共産党に入る以外に道はないのである。それ以外は全く認められていない。

3. 民主的な改革への道

中国の政治において、共産党が何もかも指導し管理するという一元的かつ独裁的な体制に対し、言論・報道・集会・結社の自由の拡大や、不正の糾弾といった権力者への異議申し立てと、政治参加の拡大を求め、自発性の強い下からの大規模な民主化運動が起こった。1970年代からの民主化要求がその底流にあるにせよ、1989年の現役学生を中心とした自発性の高い運動は、今までに例のないものとなり、大規模かつ長期にわたって行なわれた。

この民主化運動の中で、「北京学生自治連合会」や「首都労働者自治連合」そして「北京知識界連合会」などが結成され、学生や市民が公然と自らの自主的な組織を持つとし、ある期間それらが一定の形をなした。これは、近代市民社会の基盤をなす「自治意識形成」の開始¹⁶⁾であり、これがさらに進んで一種の政治的組織となり、さらには新しい政党へと発展していく可能性もあった。

しかし、こうした状況に対し、共産党の一元的支配が揺らぐことにひじょうに大きな危惧を抱いた共産党の指導者達は、ついに1989年6月4日、軍隊を出動させ武力によりこれを弾圧するという挙に出た。いわゆる「天安門事件（第2次）」である。

この武力弾圧を機に、共産党による一元的支配は前にも増して強力なものになってしまい、「民主化」は厳しい冬の時代に入ってしまった。この民主化運動の中で問われ続けてきた共産党の独裁からくる様々な問題に対しては、解決がはかられないまま今日に至っている。

民主的な改革を進めていくには、民主化運動の中で問われた問題に対し、共産党がいかに対処していくかを明らかにしなければならない。その意味では、共産党自身の変革が鋭く問われているのである。

おわりに

中華人民共和国憲法第1条第2項で、「社会主義制度は中華人民共和国の根本的制度である。いかなる組織あるいは個人であれ社会主義を破壊することを禁止する。」と規定している。ここでは、中華人民共和国＝社会主義国という大前提になっているが、それでは、社会主義制度とは何かについては、明確な定義はされていない。

社会主義経済のメルクマールの一つとされてきた「計画経済」は「社会主義的市場経済」に置き換えられ、労働者の雇用を伴う私営企業や外資企業が数多く存在し、株式会社や証券市場もあり、資本による分配もある今日の中国を、経済制度の面から社会主義と言えるであろうか。

憲法の第6条第2項では、「社会主義的公有制は、人が人を搾取する制度を一掃し、各人が能力に応じて働き、労働に応じて分配するという原則を実行する。」と規定しているが、現実に搾取制度は以前にも増して広がっている。搾取者である私営企業家も共産党員になれると認めた¹⁷⁾ 2001年9月の中国共産党第15期中央委員会第6回全体会議での議決は、このような状況をよく表わしている。

経済制度の面から社会主義を特徴づけることのできない今日の中国は、唯一、共産党による一党独裁という制度的装置があることだけが、かろうじて「社会主義」の面であると言うしかない。

従って「反社会主義」とは、共産党に背くことであるということになってしまう。1989年の「天安門事件」がそれをよく物語っている。

中国は、「改革・開放政策」を採って以来、経済的には大いに発展し、豊かな国になった。しかし、「改革・開放政策」により、人々の多元化した価値観の下では、もはや「社会主義」ということだけで人々を魅了することはできなくなっている。ましてや、軍事的な力でもって人民を抑え付けようと

すれば、人々の心はますます社会主義や共産党から離れていく。

過去の実績を超えて民衆の犠牲を強いるとき、あるいは期待を裏切るとき、共産党の一党独裁体制は存続の危機に直面する。共産党幹部の特権は、一党体制によって正当化されるが、特権が大多数の民衆の犠牲を強いるとき、それが過大であればあるほど、一党体制そのものの正統性を失わせていく¹⁸⁾。

経済の発展段階では、独裁型も容認されるであろうが、経済が成熟してくると、経済発展と独裁の関係は質的に転換せざるを得なくなってくる。そして、権威主義的な独裁型の政治ではなく、「民主化され、制度化された透明度の高い政治体制」¹⁹⁾が必要不可欠となってくる。

現在のように、人々の多元化した価値観の存在する中国において、今までのような共産党による一党独裁で人々の意見を全て集約できるであろうか。価値観や立場の全く異なる人々を、共産党という一つの組織でまとめきれるのであろうか。人々は多元的な政治システムを求めることとなり、それは一元的な一党独裁体制とは対立することになるのではないだろうか。特に、共産党が「改革・開放政策」を進めれば進めるほど、政権の存立基盤である一党独裁体制が崩壊していくことになるのではないだろうか。

共産党による一党独裁を維持する理由が、現在の党員の地位と特権を守るためだけのものならば、それは大いに考え直すべきであろう。

今や、共産党自身が新しい政治の手法を模索してもいいのではないだろうか²⁰⁾。新しい政党の出現や、その新しい政党と政権をめぐって競争することも、そろそろ考えてもいいかもしれない。

中国が経済的に大いに発展し、外国からの企業もたくさん受け入れ、国際社会でも重要な地位を占めるようになった今日、中国の民主化に対する取り組みは世界の注目の的となっている。さらなる経済発展をするためにも、人類が今までに経験したことのない全く新しい型の民主的な政治システムを創り出すことが、これからの中国にとっての大きな課題となるであろう。

〔註〕

- 1) 浅井敦『中国憲法の論点』法律文化社、1985年、97頁。
- 2) 社会主義の道の堅持、人民民主主義独裁の堅持、中国共産党による指導の堅持、マルクス・レーニン主義・毛沢東思想の堅持という四つの基本原則のこと。1982年憲法の序言の中で規定された。
- 3) 党員の政治的な態度や風紀のこと。
- 4) その詳しい状況については、唐亮『現代中国の党政関係』慶應義塾大学出版会、1997年に紹介されている。
- 5) 木間正道・鈴木賢・高見澤磨『現代中国法入門』有斐閣、1998年、59頁。
- 6) 1956年4月の毛沢東の論文「論十大関係」より出されたもの。
- 7) 1982年1月に胡耀邦が行なった「全国統一戦線工作会議上の講話」で提出されたもの。
- 8) 木間正道・鈴木賢・高見澤磨、前掲書、60頁。
- 9) 王曙光・王智新・朱建栄・熊達雲編『現代中国』柏書房、1998年、64頁参照。
- 10) 針生誠吉『中国の国家と法』東京大学出版会、1974年、25頁。
- 11) 針生誠吉、同上書、10頁。
- 12) 毛沢東「論聯合政府」1945年4月24日。中共中央政策研究室党建組編『毛沢東、鄧小平論中国国情』中共中央党校出版社、1992年、285頁。
- 13) 胡錦光・韓大元『当代人権保障制度』中国政法大学出版社、1993年、118頁。
- 14) 陳金羅『社団立法和社団管理』法律出版社、1997年、11頁以下。
- 15) 青年マルクス主義政党結成事件。

吉林省長春市出身で、東北地方きつての秀才だと言われていた張小輝は、北京大学歴史系にトップで入学した。彼を知る者は、彼は単に秀才であるばかりでなく、ひじょうに心の優しい青年であり、同時に正義感に満ちた若者であることを認めている。大学の学生寮では、夏になると蚊が大量に発生したが、張小輝は蚊帳を持っていない学生に自分のものを貸し、自分は蚊に刺されながら眠ったり、特に地方出身の学生には様々な面で親切にしていた。また、自分の少ない小遣いの中から、田舎の中学生に毎月10元の奨学金を送ったりもしていた。

彼は、大学生になってからもどの科目も真剣に学び、マルクス・レーニン・毛沢東などの著作もよく読んでいた。ある日、哲学の試験で、「趙紫陽の理論をマルクス主義で分析せよ」という問題に対し、張小輝は趙紫陽の理論を徹底的に批判したため、0点になってしまった。張は、哲学の先生とこのことで議論したが、先生は張の理論にたじたじになってしまい、いささかの反論もできなかったが、「0点のものは0点だ」として、張の主張を一切認めようとしなかった。

張小輝はこのことがきっかけとなり、現在の共産党の理論、そして共産党のあり

方にひじょうに疑問を持つようになった。そして、今の共産党では何も変えることはできないと失望し、ついに1986年彼が3年生の時、仲間とともに3人で「青年マルクス主義政党」を立ちあげようとした。

ところが、このことが当局に見つかったと、彼らはすぐに逮捕されてしまい、その後の行方さえわからなくなってしまった。これは、彼の同級生達が今も語り継ぐ事件である。

これ以外にも、次のような事件があったことが明らかになっている。

1998年11月21日に、徐文立・王有才の2人の民主活動家が、「中国民主党」を名乗り、党組織を作り、全国大会を開こうとしていたとして、政府転覆の活動容疑で逮捕され、重刑に処せられた。他にも「中国自由民主党」事件などもあった。

- 16) 天児慧『現代中国——移行期の政治社会』東京大学出版会、1998年、113頁。
- 17) 江沢民の「中国共産党80周年記念演説」の中で提起された。
- 18) 小島朋之『現代中国の政治——その理論と実践』慶應義塾大学出版会、1999年、81頁。
- 19) 国分良成『中華人民共和国』筑摩書房、1999年、193頁。
- 20) 2000年9月20日の「NHK国際放送」によると、中国共産党は若手幹部20人前後を日本に派遣して政治制度を学ばせるとしている。これは、西側諸国の中でも、議会制民主主義を採りながら、ほぼ一貫して一党独裁体制に近い形を取り続けている日本を一つの参考として、将来の中国共産党のありようを考えているためではないだろうか。